

令和6年能登半島地震により被災した家屋等について、  
所有者等の申請に基づき、市が解体・撤去を行います。

☆市に解体撤去を依頼する場合（公費解体）

受付期間 令和6年1月22日（月）から令和7年3月31日（月）まで

受付時間 8時30分から17時15分（平日）

※申請状況等により変更することがあります。

受付会場 氷見市役所2階 環境保全課（公費解体窓口）

受付方法 来場された方から順に受付します。

※申請状況等により受付上限人数の設定する場合があります。

＜申請時に必要な書類＞

- 1 公費解体の事業申請書（実印の押印が必要）
- 2 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（原本）  
※原則、発行日から6か月以内のもの
- 3 身分証明書（原本及び写し）
- 4 リ災証明書（写し）
- 5 登記事項証明書（建物・全部）（原本）…現在の建物所有者が記載されているもの  
※原則、発行日から6か月以内のもので、証明文、公印等が付加されているもの  
※建物が未登記の場合は、固定資産税（評価・課税）証明書でも代用できます。
- 6 建物配置図
- 7 対象となる建物の被災状況が分かる写真（解体を希望する家屋の2方向以上のもの）

申請を委任する場合、相続登記をしていない場合、共有者がいる場合等は、追加の資料が必要となります。詳細につきましては、別紙「申請書類（公費解体の場合）」をご覧ください。

※場合により必要な書類があります。

氷見市市民部環境保全課

【電話番号】 0766-74-8082

74-8065

【受付時間】 8時30分～17時15分（平日）

## 公費解体の対象要件

次の全ての要件を満たすこと。

### 【対象要件】

- (1) リ災証明の被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」又は「大被害」であること。
- (2) 個人の住宅又は賃貸住宅若しくは事業所等（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及びこれに準ずる所得税法第2条に規定する公益法人等が所有するものに限る。）であること。
- (3) 災害時において現に使用していたものであること。ただし、市長が倒壊による安全上の支障のおそれ、その他やむを得ない事情があるものとして認めるものについては、この限りでない。

## 解体の流れ

### 1 事前相談

申請書を準備する前に、必ず要件などについて確認をしてください。  
<事前相談先>環境保全課（TEL：74-8082、74-8065）

### 2 申請

下記申請方法を参照の上、必要書類をご提出ください。  
※申請期限：令和7年3月31日（月）

### 3 審査・決定

- (1) 書類審査、必要に応じて現地確認調査を行います。
- (2) 解体の実施又は未実施について決定し、申請者に対して通知します。

### 4 解体決定後の現地調査

解体業者等の立会いのもと、解体に必要な調査（申請者の立会いが必要）を実施します。

### 5 解体・撤去着手

解体・撤去到着手します。（申請者の立会いが必要）  
※被災家屋等の所在地、立地条件等により着手時期は異なります。  
※電気・ガス等の停止手続き、及び家の中の家具の搬出やごみの撤去（災害により損壊し処分せざるを得ない場合、又はやむを得ない事情により搬出できない場合を除く）が完了していない場合、解体・撤去到着手できません。

### 6 解体・撤去完了

解体・撤去到完了（申請者の立会いが必要）し、申請者に対して解体が完了した旨を通知します。

## ○申請書類（公費解体の場合）

次の書類をご用意して、申請してください。

	No	提出書類	備考
必ず提出する書類	1	事業申請書	様式第1号 実印の押印が必要
	2	被災家屋等の解体及び撤去に係る誓約書兼同意書	様式第8号
	3	り災証明書の写し	
	4	本人確認ができる書類の写し	法人の場合は、法人の登記事項証明書
	5	印鑑登録証明書	
	6	被災家屋等（工作物を除く。）の登記事項証明書	登記されていない場合にあっては、固定資産評価証明書、その他被災家屋等（工作物を除く。）の所有者であることを証する書類
	7	被災家屋等の配置図	様式第9号
	8	被災家屋等の現況写真 （パソコンから印刷したものでも可）	被災家屋の全景が写ったもの（解体する対象が特定できるもの）
場合によって提出する書類	9	委任状	様式第10号 代理人が申請する場合に限る。
	10	共有者全員の解体に係る同意書（共有者・相続人）及び印鑑登録証明書	様式第11号 被災家屋等が共有である場合（被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合を除く。）
	11	賃借人全員の解体に係る同意書（関係権利者）	様式第12号 賃貸住宅に限る。
	12	被災家屋等を差し押さえた債権者全員（本市を除く。）の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者）	様式第12号 被災家屋等が差し押さえられている場合に限る。
	13	遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書、（共有者・相続人）、被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書（公正証書遺言を提出する場合を除く。）及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類	様式第11号 被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合に限る。
	14	遺産分割調停調書又は遺産分割審判書及び審判確定証明書	被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合において、遺産分割に係る調停が成立し、又は審判が確定しているときに限る。
	15	その他市長が必要があると認める書類	

事業申請書

年 月 日

氷見市長 あて

災害により損壊した被災家屋等について、氷見市による解体及び撤去を受けたいので、氷見市令和6年能登半島地震による災害に係る被災家屋等の解体に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、被災家屋等の権利関係は確認しており、権利関係者その他関係者に対し、解体について説明し、その同意を得ています。

1 申請者（被災家屋等の所有者）

申請者	住所	〒		
	フリガナ氏名	実印		
	生年月日	年 月 日	電話	
申請代理	住所	〒		
	フリガナ氏名		電話	
	申請者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他（                      ）		
連絡先	※工事立会、調整等の連絡先 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請代理人と同じ			
	住所	〒		
	フリガナ氏名		電話	

2 被災家屋等の概要

所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地（                      ）
種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫・物置 <input type="checkbox"/> その他（                      ）
り災証明書	<input type="checkbox"/> 有（半壊以上）（証明書受付番号：                      ） <input type="checkbox"/> 無 ※
り災証明書（所有者）	<input type="checkbox"/> 有（大被害）（証明書受付番号：                      ） <input type="checkbox"/> 無 ※
現況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊している <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせている <input type="checkbox"/> 撤去対象物の倒壊による人的・物的被害が生じる恐れがある <input type="checkbox"/> その他（                      ）
権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（自分の外                      名） (2) 区分所有 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係（賃借権、抵当権、根抵当権等） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容・権利者                      ） 解体撤去に関する権利者の同意 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
備考	

※り災証明書が発行されていない場合は、市が被害状況の調査を行います。

様式第8号（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書

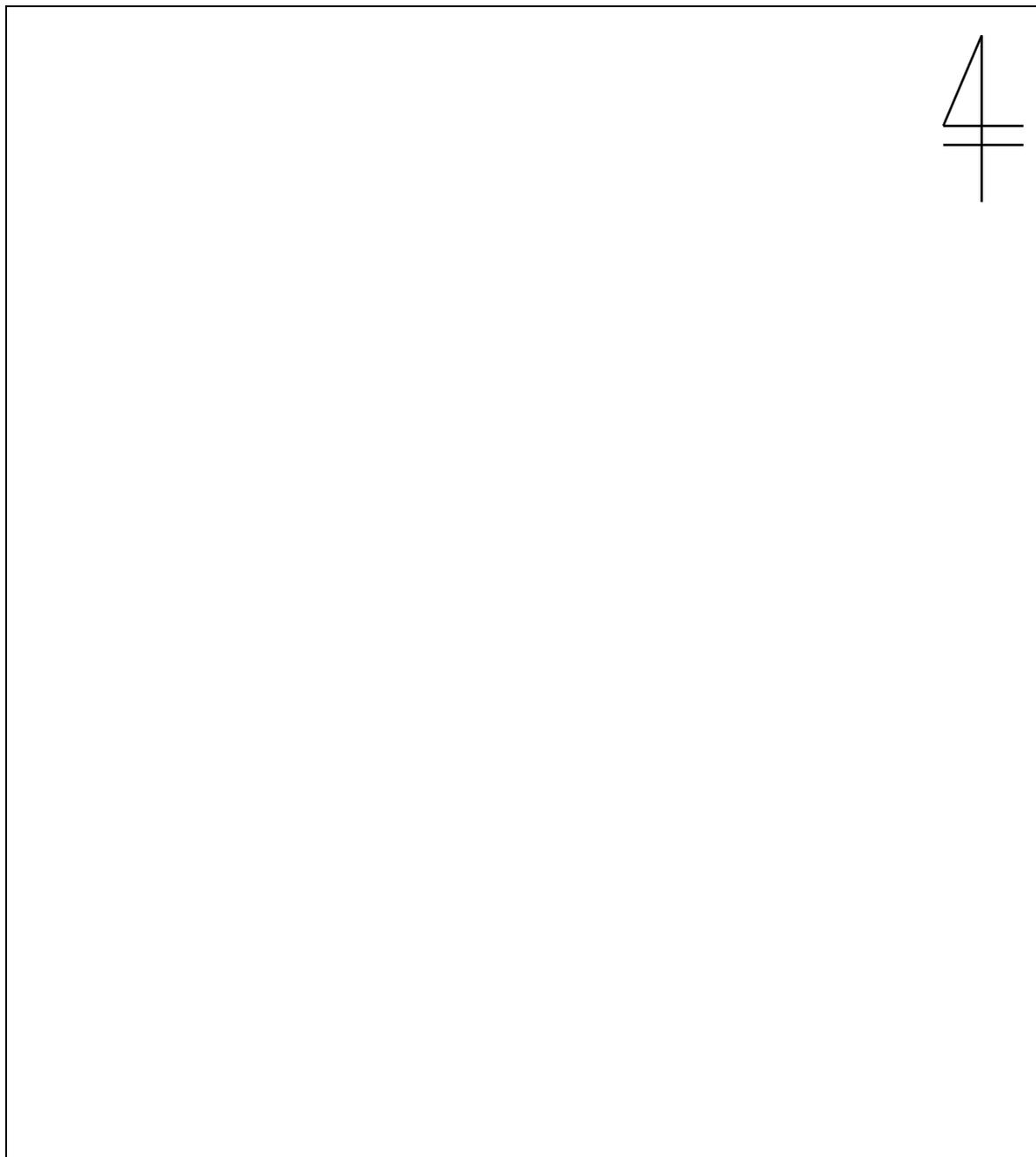
この申請に係る被災家屋等の解体及び撤去を氷見市（以下「市」という。）が行うにあたり、以下の点について同意します。

- 1 市からの連絡調整に応じ、現地立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意をもって対応すること。
- 2 本制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条にある災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うためのものであり、解体及び撤去の範囲が限定的であること、解体及び撤去後の整地は行われないこと。
- 3 申請から市が解体及び撤去に着手するまでの間は、申請者の責任において当該被災家屋等を適切に管理すること。また、その期間内に第三者への損害が生じた場合は、申請者が責任をもって対応すること。
- 4 当該被災家屋等と一体的に解体及び撤去を行わなければ当該被災家屋等の解体及び撤去を行うことができない工作物、立木等があった場合、市がこれらの解体及び撤去を行うこと。また、市が工作物、立木等の復元及び補償をしないこと。
- 5 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。また、やむを得ない事情により搬出できずに残置されたものについては、廃棄物として解体及び撤去の対象となること。
- 6 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施までに、当該被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事、浄化槽、汲取り便槽の清掃等並びにこれらに伴う諸手続きを完了すること。
- 7 隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、当該隣接地の所有者からの同意を得ること。
- 8 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施について、近隣への周知を行うこと。
- 9 当該被災家屋等の解体及び撤去に関して、すべての権利関係者（共有者、相続人、抵当権者等）の同意を得ており、市及びその委託を受けた者に対し、原状回復及び損害賠償等の請求を含む一切の不服申し立て及び紛争の提起をしないこと。
- 10 当該被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者の責任において解決すること。
- 11 市が被災家屋等の解体及び撤去に関する事務を行うため、当該被災家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。
- 12 被災家屋等の滅失登記を職権で行うために必要な情報を市が法務局に提供すること。
- 13 当該被災家屋等の解体及び撤去のために収集した個人情報について、市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。
- 14 市及びその委託を受けた者が、当該被災家屋等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。

氏名（自署）

---

配置図



【作成上の注意】

- 1 枠内の方位に従って、枠内に敷地全体が収まるように記載してください。
  - 2 敷地内の建物は、すべて記載してください。
  - 3 浄化槽、下水枳等の位置をわかる範囲で記載してください。
  - 4 解体を希望する建物には、「解体」と記載してください。
  - 5 解体を希望しない建物には、「残す」と記載してください。
  - 6 建物には、「住宅」、「事務所」、「倉庫」等の名称及び階数を記載してください。
- ※この様式を参考として、別の書式で提出することも可能です。

委任状

受任者 住所（所在地）  
\_\_\_\_\_  
氏名（名称）  
\_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と定め、令和6年能登半島地震による災害で被災した次の被災家屋等の解体及び撤去の申請に関する一切の権限を委任します。

年 月 日  
住 所  
\_\_\_\_\_  
委任者 氏 名 実印  
\_\_\_\_\_  
生年月日 年 月 日  
\_\_\_\_\_  
電話番号 （ ） ー  
\_\_\_\_\_

※委任者の印は、印鑑登録証明書と同じ実印を押印し、印鑑登録証明書1通を添付してください。

所在地	
被災家屋等の名称 (アパート、ビル等の場合に限る。)	

※登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

様式第 1 1 号 (別表関係)

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書 (共有者・相続人)

年 月 日

氷見市長 あて

同意者	住所 (所在地)	
	フリガナ 氏 名	実印
	電話番号	

※同意者の押印は実印により行い、同意者の印鑑登録証明書を添付してください。

私は、( 共有 ・ 相続 ) する次の被災家屋等 ( 持分 分の ) の解体及び撤去に関し、下記のとおり同意します。

被災家屋等の所在地	
-----------	--

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

記

- 1 申請者 \_\_\_\_\_ が氷見市 (以下「市」という。) に被災家屋等の解体及び撤去を申請することを承諾し、市及び市の委託を受けた者に対し一切の不服申立て及び紛争の提起をしないこと。
- 2 本制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 2 条にある災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うためのものであり、解体及び撤去の範囲が限定的であること、解体及び撤去後の整地は行われないこと。
- 3 当該被災家屋等と一体的に解体及び撤去を行わなければ当該被災家屋等の解体及び撤去を行うことができない工作物、立木等があった場合、市がこれらの解体及び撤去を行うこと。また、市が工作物、立木等の復元及び補償をしないこと。
- 4 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。また、やむを得ない事情により搬出できずに残置されたものについては、廃棄物として解体及び撤去の対象となること。
- 5 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施までに、当該被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事、浄化槽、汲取り便槽の清掃等並びにこれらに伴う諸手続きを完了すること。
- 6 隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、当該隣接地の所有者の同意を得ること。
- 7 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施について、近隣への周知を行うこと。
- 8 市が被災家屋等の解体及び撤去に関する事務を行うため、当該被災家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。
- 9 被災家屋等の滅失登記を職権で行うために必要な情報を市が法務局に提供すること。
- 10 当該被災家屋等の解体及び撤去のために収集した個人情報について、市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。
- 11 市及びその委託を受けた者が、当該被災家屋等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。

様式第12号（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者）

年 月 日

氷見市長 あて

被災家屋等の解体及び撤去について、次のとおり全ての関係権利者の同意を得ています。

申請者	住所
	氏名
被災家屋等の所在地及び名称	所在地
	名称（アパート、ビル等の場合に限る。）

私が権利を有する被災家屋等について、申請者が当該被災家屋等の解体及び撤去を申請することに同意します。

（同意者）

① 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
所有者との権利関係  
( )

④ 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
所有者との権利関係  
( )

② 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
所有者との権利関係  
( )

⑤ 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
所有者との権利関係  
( )

③ 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
所有者との権利関係  
( )

⑥ 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
所有者との権利関係  
( )

※欄が足りない場合は、任意様式で追加してください。

取下げ書

年 月 日

氷見市長 あて

住所  
申請者 氏名  
電話番号

令和 年 月 日付けで実施の通知を受けた被災家屋等の解体及び撤去について、次のとおり申請を取り下げます。

記

- 1 被災家屋等の所在地
- 2 被災家屋等の名称（アパート、ビル等の場合に限る。）
- 3 申請取下げの理由

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（公費解体）

（隣接地権者等）

令和 年 月 日

氷見市長 様

（隣接地権者等）

ふりがな

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所

電話 \_\_\_\_\_

私は、下記の被災家屋等の解体及び撤去（以下、「解体等」という。）に関して、当該被災家屋等の隣接地権者として、解体等に伴い自己所有地等での解体等作業について同意します。

なお、自己所有地等での解体等作業によって、被災家屋等所有者等から権利等の侵害があった場合は、私の責任において解決するものとし、氷見市には一切の責任を負わせません。

記

1. 被災家屋等の所在地

氷見市

2. 被災家屋等の種類、名称等

3. 被災家屋等所有者名



被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（公費解体）  
（借家等の居住者）

令和 年 月 日

氷見市長 様

同意する

居住者（世帯主）

住 所（所在）

ふり がな  
氏 名

（名称）

印

電話番号（ ） -

私が居住する下記の建物に関して、以下のことに同意します。

- 1 申請者 \_\_\_\_\_ が、氷見市に当該家屋等の公費解体の申請を行うこと。
- 2 申請者が、残地物を処分すること。

記

被災家屋等 所在地 \_\_\_\_\_

被災家屋等の数・種類 \_\_\_\_\_

申請者 住 所（所在） \_\_\_\_\_

氏 名（名称） \_\_\_\_\_